

## 中学校給食を実施する必要性

### ○法的根拠

学校給食法によるもの

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

**第2条** 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

**第4条** 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

### ○全国的な動向 (公立中学校 平成21年5月1日現在)

	総 数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
		学校数	百分比	学校数	百分比	学校数	百分比	学校数	百分比
奈良市	21	5	23.8	—	—	—	—	5	23.8
全 国	9,995	8,156	81.6	60	0.6	859	8.6	9,075	90.8

①完全給食とは・・・給食内容が、パンまたは米飯、ミルク（牛乳）及びおかずである給食をいう。

弁当給食に牛乳をつけると完全給食となる。弁当のみの場合は昼食の提供である。

②補食給食とは・・・給食の内容が牛乳及びおかずである給食をいう。

③ミルク給食とは・・・給食の内容が牛乳のみである給食をいう。

奈良市において中学校給食を一部の学校でのみ実施している背景

- ・5中学校については、合併前から実施（合併時の条件として、引き続き実施）
- ・中学校現場では、生徒指導上も含め親子のぬくもりを大切にした「家庭からの弁当」の支持が根強かった。
- ・高度経済成長期で生徒が急増し、校舎建設に追われ給食まで手が回らないうちに財政が厳しくなった。

### ○「食育」推進の観点

#### (1) 学校給食の充実

食育推進基本計画において、学校で魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、国や地方公共団体等が推進に努める施策のひとつである。

#### (2) 望ましい食習慣の形成や、食に関する理解

学校給食を「生きた教材」として活用するよう取り組む。また、食物アレルギー等への対応や指導の推進を図る。

#### (3) 食料の生産等に対する関心と理解

学校給食における地場産物の活用の推進や、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取り組みの推進を図る。